

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業
実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見 回答一覧

● 質 問

No.	文書名	該当箇所					項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目							
1	実施方針（案）	7	第1章	1	(5)		整備・運営基本方針	質問	「市民参加型ワークショップによる意見交換、関連施設の利用実態調査、事業を推進していくうえでの課題等」とありますが、本提案の審査において重視する具体的な課題や市民の声についてご開示頂けませんかでしょうか。	多目的屋内施設整備基本計画において、お示しした内容をご参照ください。なお、ワークショップの概要資料についてはホームページにて公表しております。
2	実施方針（案）	7	第1章	1	(6)		事業方式	質問	コンセッション方式が採用されますが、「実施方針に関する条例」は制定されますでしょうか。当該条例をご提示いただけませんかでしょうか。	令和5年9月末に条例を施行しています。公布条例については、本庁舎のじょうほうひろばでご覧いただけます。
3	実施方針（案）	10	第1章	1	(9)		事業期間（予定）	質問	設計・建設期間を短縮させて開業を早める提案を行った場合、早めた期間に係る維持管理・運営に係るサービス購入料は、上限価格とは別にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	早めた期間に係る維持管理・運営のサービス購入料は、入札説明書等公表時において示す上限価格内でご提案ください。
4	実施方針（案）	11	第1章	1	(10)	ア	サービス購入料	質問	「市は、事業者が行う統括管理業務、設計・建設業務、運営業務、維持管理業務に係る費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに決定した金額をサービス購入料として 事業者を支払うものとする。」とありますが、上限額をお示し頂けませんかでしょうか。また、各業務（設計・建設業務、運営業務、維持管理業務）毎にサービス購入料の上限額が設定されるのでしょうか。	上限金額については、入札説明書等公表時において示します。また、各業務毎ではなく、事業全体の金額とする予定です。
5	実施方針（案）	11	第1章	1	(10)	イ	利用料金収入	質問	BT0の施設の料金収受も民間事業者が行う立付付けとなっております。当該施設において、仮に収受した料金が想定より少なかった場合においては、不足する運営等に係る費用をサービス購入料とは別に、貴市に補償頂けるという認識でよろしいでしょうか。	事業者の収入が想定より少なかった場合において、市から補填することはございません。
6	実施方針（案）	12	第1章	1	(10)	エ	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	質問	プロフィットシェアの条項はありますが、上記に関連して、BT0の施設において、仮に利用料収入が想定値に届かない場合、ロスシェアのスキームの導入の検討をお願い致します。また、コンセッション対象である多目的屋内施設も同様にロスシェアの設定を希望致します。	ロスシェアを設定する予定はありません。
7	実施方針（案）	12	第1章	1	(10)	エ	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	質問	一定の範囲を超えた収入の一部の本事業への還元が予定されておりますが、収入が一定の範囲を超えて減少した場合は、補填いただけないのでしょうか。ロスシェアリングについてご見解をご教示願います。	質問No. 6 の回答をご参照ください。
8	実施方針（案）	12	第1章	1	(11)		管理運営に関する条件	質問	サブアリーナは、通年一般利用を想定されておりますが、大会の開催も可能との記載がございます。サブアリーナへの観覧席の設置は必須との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針（案）	12	第1章	1	(12)	ア	事業者による追加投資・改修工事	質問	追加投資・改修工事の対象は、運営権が設定される多目的屋内施設のみで、公園は対象外との理解でよろしいでしょうか。	運営権が設定される多目的屋内施設が対象となりますが、その他施設についても指定管理の範囲内で市と協議のうえで実施することは可能です。
10	実施方針（案）	12	第1章	1	(12)	イ	大規模修繕等	質問	大規模修繕に係る費用は上限価格に含まれず貴市に負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針（案）	12	第1章	1	(12)	イ	大規模修繕等	質問	大規模修繕の実施時期の「あらかじめ」について、どの程度事前から民間事業者と協議をして頂けるのでしょうか。また、修繕内容は貴市と民間事業者との協議事項、費用は貴市ご負担との想定にて認識に相違ありませんでしょうか。その他、民間事業者の参入障壁を下げするため、大規模修繕中の休館時の営業補償についてもご検討をお願い致します。	大規模修繕の実施時期については、中長期修繕計画を参考に、対象施設の使用状況や劣化状態等を踏まえ、協議により決定します。修繕内容については、市が上記内容を踏まえて判断しますが、費用については市の負担となります。なお、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行いません。
12	実施方針（案）	12	第1章	1	(12)	イ	大規模修繕等	質問	営業補償を行わない対象施設は、BT+コンセッション方式である多目的屋内施設のみでしょうか。また、多目的広場、陸上競技場のサービス購入費としてもらう場合部分も、もらえないということでしょうか。	営業補償を行わない対象施設は、本事業の対象施設全てを含みます。
13	実施方針（案）	14	第2章	2	(1)		選定手順及びスケジュール（予定）	質問	プレゼンテーションはございますでしょうか。もしあるとしたらスケジュールをご教示ください。	詳細については決定次第お知らせします。
14	実施方針（案）	14	第2章	2	(1)		選定手順及びスケジュール（予定）	質問	10月の実施方針の公表後、入札公告までの間に実施方針等に関する質問・意見の提出及び回答は行われるのでしょうか。行われる場合、実施方針等の記載内容が令和5年9月5日に公表された実施方針（案）及び要求水準書（案）と同じであれば、当該実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する回答は引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。	質問・意見の提出機会を設ける予定はありません。
15	実施方針（案）	15	第2章	2	(2)	ク	入札の取りやめ等	質問	「競争性が担保されないと認められる場合」とありますが、入札が1グループのみとなった場合は、入札が延期または取りやめとする方針でしょうか。	そのような方針はございません。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
16	実施方針（案）	15	第2章	3	(1)	ア		基本的な考え方	質問	資金調達等、ア～オに該当しない業務、事業者が独自に提案する業務に携わる企業も、構成企業又は協力企業として参加表明できると考えてよろしいでしょうか。よい場合、参加表明書には「その他業務」と記載すればよろしいでしょうか。	入札説明書等公表時において示します。
17	実施方針（案）	16	第2章	3	(2)			応募者の資格要件	質問	統括管理業務などSPCの運営に係る業務を担当する企業として参画する場合、「第2章3（2）応募者の資格要件」を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	統括管理業務は代表企業が実施するため、「実施方針(案)第2章.3.(2)応募者の資格要件」のほか、「実施方針(案)第2章.3.(3)代表企業に求める条件」を満たす必要があります。
18	実施方針（案）	16	第2章	3	(2)	コ		応募者の資格要件	質問	構成企業又は協力企業の役員が、アドバイザー業務に関わっている企業又は審査委員が属する企業の社外取締役又は社外監査役に就いている場合、若しくは、アドバイザー業務に関わっている企業又は審査委員が属する企業の役員が、構成企業又は協力企業の社外取締役又は社外監査役に就いている場合、「人的関係がある」に該当しないと考えてよろしいでしょうか。「人的関係」の例示をお願いいたします。	「人的関係」については、通常一方の会社役員が他方の会社役員を兼ねている場合などです。ただし、会社法第2条第11号の2、第12号、第15号に規定される監査等委員や社外取締役等については、この限りではないため、個別に判断させていただきます。
19	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)			代表企業に求める条件	質問	統括管理業務は、代表企業を含む複数企業で行っても構わないでしょうか。	統括管理業務は代表企業が実施しますが、構成企業又は協力企業とともに複数で実施することも可能です。
20	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	ア		代表企業に求める条件	質問	市の令和4・5年度入札参加資格者名簿の営業種目に登録していない場合、参加表明書提出までの追加登録は可能でしょうか。	可能となります。詳細については、本市担当課（契約検査課）にご確認ください。
21	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	ア		代表企業に求める条件	質問	統括管理業務に携わる企業は、市の令和4・5年度入札参加資格者名簿（物品等）「業務3. 役務の提供等」のうち、いずれかの営業種目に登録されていれば要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「PFI事業における運営実績」とありますが、ここでいう「PFI事業」の定義についてご教示いただけないでしょうか。例)PFI法に基づき実施された事業、など。	PFI法の規定により特定事業選定された事業を指します。
23	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「スタジアム・アリーナなど集客力がある施設の運営実績」とありますが、「集客力がある」と認められる施設の規模感について目安をご教示いただけないでしょうか。□	3,000人以上収容可能でプロスポーツやコンサートなどの興行を開催できる施設を指します。
24	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「PFI事業」には、PFI法に準じ特定事業として選定された事業（DBO事業等）も含まれるでしょうか。	ご理解のとおりです。PFI法の規定により特定事業選定された事業も含まれます。
25	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「PFI事業における運営実績」とありますが、代表企業として参画し、最大出資するSPCが指定管理者となっているPFI事業は、運営実績とみなしてよい、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営業務を含むPFI事業の代表企業または統括管理業務の実績を含みます。
26	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「PFI事業における運営実績、又はスタジアムアリーナなど集客力がある施設の運営実績を有すること。」とありますが、運営実績とは、代表企業となり統括管理業務の実績があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 25の回答をご参照ください。
27	実施方針（案）	16	第2章	3	(3)	イ		代表企業に求める条件	質問	「PFI事業における運営実績」とありますが、PFI事業の代表企業の実績を持つ企業は、代表企業に求める条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	質問No. 25の回答をご参照ください。
28	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)			各業務に携わる構成企業及び協力企業に求める条件	質問	ア～キの企業が、市の令和4・5年度入札参加資格者名簿の該当する営業種目に登録していない場合、参加表明書提出までの追加登録は可能でしょうか。	質問No. 20の回答をご参照ください。
29	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)			各業務に携わる構成企業及び協力企業に求める条件	質問	「運営業務に携わる企業」と「維持管理に携わる企業」をどのように判断し、棲み分ける想定か、「運営」・「維持管理」それぞれの定義をお示しいただくとともに、ご教示ください。	「実施方針(案)第1章.1.(8)事業範囲」に記載のとおりです。
30	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)			各業務に携わる構成企業及び協力企業に求める条件	質問	ア(ウ)に記載の要件「平成26(2014)年4月1日以降に完了した延べ面積 5,000 m ² 以上の体育館（競技可能な床を有する施設）に係る新築・改築の設計業務の元請実績を有していること。」に記載の”完了した”とは、”竣工した”という理解でよろしいでしょうか？	「設計業務が完了した」ことを指しています。
31	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)			各業務に携わる構成企業及び協力企業に求める条件	質問	「主たる企業」とは、共同企業体における最大出資を行う企業という理解でよろしいでしょうか。	主たる企業とは、共同企業体における最大出資を問わず、該当業務を中心的に実施する1企業を指します。
32	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)	ウ		建築物の建設業務に携わる企業	質問	事前調査業務は、設計業務に分類されておりますが、建築物の建設業務に携わる企業が、当該業務を行ってもよろしいでしょうか。	事前調査業務は設計業務に含まれるため、設計業務の参加資格要件を満たした場合は、実施することができます。
33	実施方針（案）	17	第2章	3	(4)	ウ		建築物の建設業務に携わる企業	質問	什器備品の調達（リースを含む）は、建築物の建設業務に分類されておりますが、建設業以外の企業（運営企業等）が、当該業務を行ってもよろしいでしょうか。	什器備品調達・設置業務は建設業務に含まれるため、建設業務の参加資格要件を満たした場合は、実施することができます。なお、「要求水準書(案)第7.2.(2).「基本的な考え方」において、開業準備業務と連携して無理のない調達・設置工程を立てること、と記載しており、適宜協力することは可能です。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
34	実施方針（案）	18	第2章	3	(4)	エ	(エ)	公園の建設業務に携わる企業	質問	「公園の新設に係る施工の元請実績を有していること」とありますが、新設の定義についてお示し下さい。再開発等の整備により新たに設置された公園、統廃合されたり大規模リニューアルされた公園は新設に含まれるでしょうか。	新設に含まれるか否かについては個別の判断とさせていただきます。
35	実施方針（案）	18	第2章	3	(4)	エ	(エ)	公園の建設業務に携わる企業	質問	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園の新設工事の中には、都市公園内の一運動施設（サッカー場、野球場、陸上競技場など）の新設工事は含まれますでしょうか。	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園（街区公園を除く）内における公園施設であれば含まれます。
36	実施方針（案）	18	第2章	3	(4)	カ	(イ)	運營業務に携わる企業	質問	「公共施設の運営実績」とありますが、代表企業として参画し、最大出資するSPCが指定管理者となっている事業は、運営実績とみなしてよい、という認識でよろしいでしょうか。	質問No. 25の回答をご参照ください。
37	実施方針（案）	18	第2章	3	(6)			地域経済への配慮	質問	「市内企業の育成や地域経済の振興」について、例示いただけませんか。	例示としては、市内企業の事業参画などが挙げられます。
38	実施方針（案）	19	第2章	4	(1)			審査に関する基本的な考え方	質問	入札参加者が1グループであったとしても、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 15の回答をご参照ください。
39	実施方針（案）	19	第2章	4	(3)			審査の手順及び方法	質問	プレゼンテーション及びヒアリングは予定されていますでしょうか。	質問No. 13の回答をご参照ください。
40	実施方針（案）	19	第2章	5				契約に関する基本的な考え方	質問	指定管理者の選定はどのタイミングを想定しておりますでしょうか。	事業者と協議のうえ決定します。
41	実施方針（案）	20	第2章	5	(2)			特別目的会社の設立等	質問	議決権付株式による出資者は、構成企業のみとの記載がございますが、一方で実施方針23頁にて完全無議決権株式の発行は可能とされているため、完全無議決権株式による第三者出資は認められているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針（案）	20	第2章	5	(2)			特別目的会社の設立等	質問	特別目的会社から直接業務を受託もしくは請負う予定の企業で、代表企業以外については、構成企業、協力企業いずれとなるかは事業者任せられている、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	実施方針（案）	22	第3章	1	(3)			事業者の責任の履行の確保に関する事項	質問	実施方針（案）に建設工事期間中の保険に関する記載がありますが、既存施設に対して付保している保険の内容・水準をご開示いただけませんか。また、多目的屋内施設に対して貴市が求める保険の内容・水準の目安については入札説明書公表時に公表をお願い致します。	既存施設に対する現在加入している保険は、施設利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険に加入しております。本事業に求める保険の内容については、入札説明書等公表時において示します。
44	実施方針（案）	23	第3章	2	(2)	イ		完全無議決権株式	質問	完全無議決権株式の譲渡について、第2章3（2）に示す資格要件を全て満たす・・・とありますが、譲渡人がSPCに誓約し、SPCが市に報告する理解でよいでしょうか？この場合、市の事前承諾は不要と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、議決権付株式の発行・譲渡・担保権の設定その他処分を行う場合は、市の事前承諾が必要となります。
45	実施方針（案）	25	第4章	1				現状の施設の概要	質問	現状の駐車場（400台）の稼働率および料金体系、収支をご教示ください。	稼働状況は常に満車となっている状態ですが、稼働率のような定量的な数値はございません。利用料金については、現在美術博物館の駐車場は、有料となっており、その他の駐車場は無料となっています。利用料金の規定については、関係規定をご確認ください。なお、収支については、入札説明書等公表時に公表します。
46	実施方針（案）	25	第4章	1				現状の施設の概要	質問	現状の各施設ならびに豊橋市役所の建物高さをご教示ください。	各施設の建物高さは、陸上競技場：10.67m、豊橋球場：2.70m、武道館：20.03m、管理事務所：5.38m、吉田城鉄橋：16.06m、美術博物館：13.50m、三の丸会館：6.87m、豊城地区市民館：8.99m、豊橋市役所：63.40mとなります。
47	実施方針（案）	27	第4章	2	(4)			都市公園の占用許可について	質問	占用許可に係る使用料の帰属は市か事業者かご教示下さい。	占用許可に係る使用料については、市に帰属します。
48	実施方針（案）	27	第4章	2	(7)			土壌汚染対策法について	質問	「戦災時に発生した瓦礫が搬入されていることを加味」とありますが、瓦礫の位置・量等がわかる詳細データはご提供いただけませんか。データがない場合、調査実施時に瓦礫が見つかり、調査のやり直し等が必要になる可能性があります。仮にやり直しとなった場合、追加費用は、貴市でご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	追加の資料については、可能な範囲で入札説明書等公表時にてお示しいたします。また、調査や処分にかかる費用については、原則事業者の負担を想定しています。
49	実施方針（案）	32	別紙1	2				事業者選定にあたっての留意事項	質問	BTO方式及び指定管理の対象施設に関しても、運營業務の対価はサービス購入料の対象外でしょうか。	「実施方針(案)第1章.1.(10)事業者の収入等」に記載のとおり、市は、事業者が行う統括管理業務、設計・建設業務、運營業務、維持管理業務に係る費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額をもとに決定した金額をサービス購入料として事業者を支払います。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
50	実施方針（案）	32	別紙1	2				事業者選定にあたっての留意事項	質問	業務期間が限定される開業準備業務に係るサービス購入料は、図中の「設計・建設費」に該当するのでしょうか。それとも、「維持管理費」に該当するのでしょうか。	図はイメージの表現であり、質問No. 4の回答をご参照ください。
51	実施方針（案）	32	別紙1	2				事業者選定にあたっての留意事項	質問	設計・建設期間の統括管理業務に係るサービス購入料は、図中の「設計・建設費」に該当するのでしょうか。それとも、「維持管理費」に該当するのでしょうか。	図はイメージの表現であり、質問No. 4の回答をご参照ください。
52	実施方針（案）	32	別紙1	2				事業者選定にあたっての留意事項	質問	維持管理運営費に相当するサービス購入料は、BTコンセッション（多目的屋内施設）とBT0（多目的広場+再整備施設）、指定管理（既存施設）ごとに、それぞれに上限額が定められ、3種類の収支を個別に管理するのではなく、本事業として一つの上限額が定められ、その配分は事業者の判断に任せられて、自主事業以外の事業の収支を一括して管理すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No. 4の回答をご参照ください。
53	実施方針（案）	32	別紙1	図表				解体・撤去費	質問	解体・撤去費用については、サービス購入料として市にご負担いただけると存じますが、計画地は過去豊橋空襲の際に生じた瓦礫等が搬入・処分された歴史があり、その経緯を踏まえると、掘削の際に想定を超える地下埋設物が発見され、処分費が莫大となる可能性が想定されます。その処分にかかる費用についても、実費精算にて貴市にご負担いただけることを確認させていただきます。	質問No. 48の回答をご参照ください。
54	実施方針（案）	32	別紙1	図表				解体・撤去費	質問	豊橋空襲等の経緯から、解体・撤去にあたり不発弾が発見されるリスクについてご教示ください。	瓦礫はまちなかから回収され、現地に搬送され積まれたものです。現状では不発弾の有無は明らかではありませんが、搬送作業の経緯から、その可能性は低いと考えられます。
55	実施方針（案）	33	別紙2					リスク分担表	質問	各競技のルール改正や施設基準の変更に伴う改修や備品更新等に係る追加費用は「13」又は「50」又は「54」に従い、貴市にご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	法制度等のリスク分担に準じて費用負担を定めることを想定しています。詳細は入札説明書等公表時において示します。
56	実施方針（案）	33	別紙2	5				議会議決リスク	質問	議会議決リスクは、事業者側でコントロールできないため、事業者は該当しないように修正いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。議会で不承認となった事由に応じてリスク負担を設定しています。
57	実施方針（案）	34	別紙2	34				建設着工遅延	質問	要求水準書（案）において埋蔵文化財発掘調査期間の想定がされておりますが、想定（多目的屋内施設の整備範囲はR7.9未完了）よりも調査に時間がかかったことによる着工遅延については「市の事由による」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施方針（案）	34	別紙2	37				用地リスク	質問	「合理的に判断できる範囲」の定義については、事業契約書案等でお示しいただけるとい理解でよろしいでしょうか。	市と事業者の協議により定めた範囲となります。
59	実施方針（案）	35	別紙2	61				修繕	質問	市が実施する多目的屋内施設等の大規模修繕とその他の事由による修繕の定義について教えてください。（金額、資本的支出、等）。	大規模修繕の定義は、「要求水準書（案）P. 70用語集」をご参照ください。また、これに該当しない修繕がその他の事由による修繕となります。
60	実施方針（案）	35	別紙2	61				修繕	質問	陸上競技場について、「既存のままとする施設」として整理されていますが、貴市から開示されている資料から予期できない陸上競技場の老朽化による修繕・更新のリスクは、公認更新に関わる部分も含めて、貴市のリスクに該当する認識で宜しいでしょうか。	陸上競技場の修繕・更新は、「要求水準書（案）別紙15」でお示ししている資料から判断して頂くものとして、事業者のリスクとなります。ただし、開示資料の誤り、過去の修繕工事の施工不良等、合理的に予測が困難なものは協議によります。なお、公認更新の取扱いは、入札説明書等公表時において示します。
61	実施方針（案）	35	別紙2	65				物価変動	質問	現在、電気代をはじめとした水光熱費の単価（価格）上昇が続いています。「維持管理・運営」の物価変動の中で、提案時と比較して運営開始時に単価（価格）が著しく上昇した場合は貴市の負担にて補填等が行われるのでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、サービス購入料で賄われる部分については、市の負担とすることを想定しています。詳細は入札説明書等公表時において示します。
62	実施方針（案）	36	別紙2	66				物価変動	質問	維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減（上記以外）については事業者負担とありますが、ここでいう「上記以外」とは何を指しておりますでしょうか。	リスク分担表65を指しております。
63	実施方針（案）	36	別紙2	69				施設の状態	質問	事業終了時の施設の状態（69）について、施設の経年劣化は、要求水準の未達には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準に沿った維持管理が適切に行われている限りにおいては、ご理解のとおりです。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内容	回答
		頁	項目								
64	要求水準書（案）	7						別紙資料	質問	別紙資料のうち、「非公表」となっている資料については、所定の手続きを経て10月の実施方針公表のタイミングで希望する民間事業者に開示いただけると理解してよろしいでしょうか。できるだけ早めの開示を希望しますが、遅くとも実施方針公表のタイミングでの開示をお願いいたします。	入札説明書等公表時において示します。
65	要求水準書（案）	7						別紙資料	質問	今般公表された別紙資料を確認したところ、解体する野球場及び武道館等の詳細図面が見当たりません。これらの詳細図面は、別紙4-3に含まれると推測いたしますが、解体・撤去費算定のため不可欠な資料ですので、ご提供願います。	非公表資料となっておりますので、入札説明書等公表時において示します。
66	要求水準書（案）	14	第1	2	(9)			事業期間（予定）	質問	事業者の提案により設計・建設期間を短縮させて開業を早めることができると記載ありますが、施設引渡しに合わせ、運営権は早めに付与される理解でよろしいでしょうか。	施設引渡しのほか、運営権設定の条件を満たした場合は、早期に付与されることとなります。詳細については、入札説明書等公表時において示します。
67	要求水準書（案）	14	第1	2	(9)			事業期間（予定）	質問	「設計・建設期間（開業準備期間含む）」との記載がありますが、貴市では竣工及びそこから供用開始までの準備期間についてはどの程度の期間見込んでいますでしょうか。	設計・建設期間及び開業準備期間については、記載の期間内において、事業者の提案に基づき、市や現指定管理者と協議のうえ決定することとなります。
68	要求水準書（案）	14	第1	2	(9)	イ		解体・撤去期間	質問	管理事務所の解体・撤去開始時期については、メインアリーナの施工に関係するため野球場の解体と同時期という認識でよろしいでしょうか。	管理事務所が支障となる位置に多目的屋内施設を提案する場合は、ご理解のとおりとなります。管理事務所が支障とならない位置に多目的屋内施設を提案する場合は、公園利用者の利便性に配慮し、可能な限り利用可能な状態を維持する提案を求めます。
69	要求水準書（案）	14	第1	2	(9)	ウ	(ウ)	維持管理・運営期間	質問	「上記以外」には自主事業（民間提案施設）も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※2		事業期間（予定）	質問	多目的屋内施設整備範囲の埋蔵文化財発掘調査について、豊橋球場の解体期間と埋蔵文化財発掘調査期間が重複しておりますが、事業期間イメージ図によれば、解体終了後半年程度で発掘調査が完了する想定、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※2		事業期間（予定）	質問	再整備する施設や自主事業において掘削工事を伴う施設整備をする場合の埋蔵文化財発掘調査等についても貴市が行い、その費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※2		事業期間（予定）	質問	埋蔵文化財について、再整備施設や自主事業に係る調査時期は市・関係課と調整すること、とありますが、具体的な時期についてご教示下さい（多目的屋内施設については令和7年9月末頃迄という指定がありますので、その観点から確認するものです。）	具体的な時期については、掘削する位置、範囲が確定した後に判明します。そのため事前のご提示が出来ません。
73	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※2		事業期間（予定）	質問	貴市による埋蔵文化財調査の結果、施工計画の変更が必要になった場合、これに伴う追加費用は、貴市にご負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※3		事業期間（予定）	質問	再整備する施設の解体時期・工程については市と協議のうえ決定することとありますが、提案前にも協議も行ったうえで提案する必要があるでしょうか。	協議の時期は設計業務時を示しておりますが、提案前の協議を否定することを意図したものではありません。提案にあたっての条件確認は、質問回答や個別対話の機会をご活用ください。
75	要求水準書（案）	15	第1	2	(9)	※3		事業期間（予定）	質問	整備期間中も供用される美術博物館、陸上競技場、武道館等の利用者の為に確保が必要な駐車場台数をご教示ください。	整備期間中は、仮設計画等が段階的に変化することを鑑み、明確な台数をお示しすることは出来ませんが、既存施設の利用に配慮した提案を求めます。
76	要求水準書（案）	15	第1	2	(10)	イ		利用料金収入	質問	前年度11月頃に、予約が入っていない日から60日以上選定し「一般利用日」を設定するとのことですが、ここで言う「予約」とは、誰がどのような手続きでなされるものでしょうか。受付開始日や受付ルールについてご教示ください。	この記載における予約とは、前年度11月以前に受け付けた興行等の催事等を指します。なお、こちらの運用を基本として、実際には市と事業者の協議のうえに利用予約ルールを決定することとなります。
77	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)			設計基準・指針等	質問	「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」が挙げられておりますが、豊橋公園は防災公園に該当するでしょうか。	該当します。地域防災計画上で、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点に位置付けられています。
78	要求水準書（案）	21	第1	7	(2)			大規模修繕等	質問	既存施設の陸上競技場の大規模修繕（第3種公認検定）に係る修繕の費用については、市もしくは事業者どちらの費用負担かご教示ください。	質問No. 60の回答をご参照ください。
79	要求水準書（案）	21	第1	8				損害賠償、保険への加入	質問	加入すべき保険の目安についてご教示ください。	質問No. 43の回答をご参照ください。
80	要求水準書（案）	21	第1	8				損害賠償、保険への加入	質問	現在、貴市で入っている保険契約について開示頂けないでしょうか。	質問No. 43の回答をご参照ください。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
81	要求水準書（案）	22	第2	1	(1)			豊橋公園（計画敷地）の概要	質問	本事業で整備する多目的屋内施設等の新設によって、建ぺい率が都市公園法に規定される上限に至ったとしても構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書（案）	24	第2	2	(2)			風致地区内における規制について	質問	高さが許可基準を超える場合には…有効な措置が行われることが確実と認められる必要がある、とありますが、どういった手続きによって確実と認められるのでしょうか。	豊橋市景観計画や豊橋市風致地区における手続が必要です。契約後、速やかに必要な資料を作成して協議等が必要です。その内容については、「要求水準書(案)第3.1.(1)全体計画」をご参照ください。
83	要求水準書（案）	25	第2	2	(5)			文化財保護法への対応	質問	埋蔵文化財の発掘調査を別途市が発注するとのことですが、範囲を事業者が示してから調査完了までに要する期間をご教示下さい。	掘削する位置、範囲、内容が確定した後判明するものであるため、正確に示すことはできませんが、例えば単独で施設を設置する場合、1か所（300㎡程度を想定）に対して3か月程度が標準調査期間となります。
84	要求水準書（案）	26	第3	1	(1)			全体計画（配置・景観・デザイン・動線）	質問	最高高さは25 m程度を想定とありますが、緩和することは可能でしょうか。	想定している25m程度を超えることは可能ですが、最高高さについては、「要求水準書(案)第2.2.(2)風致地区内における規制について」、「要求水準書(案)第3.1.(1)全体計画」をご参照ください。
85	要求水準書（案）	26	第3	1	(2)			防災関連計画	質問	災害時の物流拠点施設として、どの程度規模をイメージされているか、参考になる資料、類似施設、はございますか。（トラックの台数、受け入れる資源の内容、量等）	参考としている類似施設等はありません。
86	要求水準書（案）	26	第3	1	(2)			防災関連計画	質問	避難者や帰宅困難者の受け入れ想定人数はありますか。	想定している人数はありません。
87	要求水準書（案）	26	第3	1	(2)			防災関連計画	質問	非常用電源72時間とありますが、対応設備、施設についての指定はございますでしょうか。	防災拠点施設として活動するうえで、メインアリーナやサブアリーナ、管理諸室等が該当する想定ですが、詳細は協議のうえ決定します。
88	要求水準書（案）	26	第3	1	(2)			防災関連計画	質問	一時避難者や帰宅困難者への対策を図る、とのことですが、記載以外に防災備蓄や防災設備、人員配置などの要件があればご教示ください。また、備蓄品の準備や受入に係る人件費、その他要する費用は、貴市のご負担という理解で宜しいでしょうか。	記載以外の要件はありません。また、災害時の受入れ等に要する費用負担は、市と事業者の協議のうえ決定します。
89	要求水準書（案）	26	第3	1	(2)			防災関連計画	質問	多目的屋内施設に関して、今後締結が予定される防災協定や他施設などとの防災連携などありましたらご教示ください。公園基盤施設についても、現在、地域警察、消防との間で締結されている防災協定などがあればご教示ください。	想定している防災連携はありません。また、現在締結している防災協定もありません。
90	要求水準書（案）	27	第3	2	(1)	ア		基本的な考え方	質問	Bリーグ・Vリーグ・Tリーグの施設基準を満たし、Bリーグにおいては「ホームアリーナ検査要綱・2026-27シーズン新B1用」（以下：Bリーグ要綱と記載）を参考とすると記載がありますが、提出時点で他リーグの将来的基準が設けられなければBリーグの要綱を全て満たすことが条件となる認識で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書（案）	27	第3	2	(1)	ア		基本的な考え方	質問	「各種興行開催に際し、騒音、振動、光害など周辺住環境や他の利用者へ配慮すること」、「計画地境界において騒音や振動の影響を及ぼさないこと。」との記載がございますが、数値基準の目安等ございましたら、ご教示ください。	事業を運営していくにあたり遵守する法令等となる環境基本法や県民の生活環境の保全等に関する条例では、騒音に関する環境基準が示されていますので、それらの基準が目安となります。
92	要求水準書（案）	28	第3	2	(1)	ア		基本的な考え方	質問	表に記載の多目的屋内施設の延床面積は要求水準及び法令等を遵守した上で提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書（案）	29	第3	2	(1)	イ	(ア)	b 観覧席	質問	スイート・ラウンジを設けることと記載がありますが、本件に関する詳細の要件は決定していますでしょうか。	「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」をご参照ください。
94	要求水準書（案）	28 30	第3	2	(1)	イ	(ア) (イ)	メインアリーナ サブアリーナ	質問	メインアリーナとサブアリーナにおけるコート面数について、要求水準書内での記載がされておませんが、面数については基本計画の考えに準ずるとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書（案）	30	第3	2	(1)	イ	(イ)	サブアリーナ	質問	床は多様な利用が可能で、災害時の物資の集積場としての活用も考慮した仕様・構造とすること、とありますが、メインアリーナのように大型車両の乗り入れに関しては記述されていません。したがってサブアリーナのフロアへの大型車両の乗り入れは不要と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書（案）	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	a 武道場	質問	武道場について、可動間仕切りによって各分割を行った際にも、それぞれで公式競技が行える競技面を確保するという見解でよろしいでしょうか。	分割数によっては、必ずしも確保する必要はありません。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答	
		頁	項目									
97	要求水準書（案）	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	b	弓道・アーチェリー場	質問	弓道場の近的・遠的は独立で整備する方針かどうかご教示下さい。	弓道場は多目的屋内施設と一体整備する方針であり、近的と遠的を別々の諸室に独立させるか否かは提案を求めるところとなります。
98	要求水準書（案）	31	第3	2	(1)	イ	(エ)		多目的室兼会議室	質問	インキュベーション機能も視野に入れ、とありますが、具体的な要件があればご教示ください。	具体的な事業の想定はございませんが、オンライン配信を可能とするネット環境の整備等を求めています。
99	要求水準書（案）	33	第3	2	(3)	イ	(イ)		ICT等への対応	質問	「設備が陳腐化しないよう利用者ニーズの変化や新技術の普及を踏まえた機器の更新を行うこと」とありますが、将来的な技術革新は想定できません。機器の更新は大規模修繕として業務の対象外としていただけませんかでしょうか。	利用者ニーズに応じたアップグレードにも対応ができるようにすることを想定しています。また、大規模修繕の対象は、中長期修繕計画を参考に市の判断で行います。そのため、現時点で大規模修繕の対象をお答えすることは出来ません。
100	要求水準書（案）	33	第3	2	(3)	イ	(オ)		太陽光発電設備	質問	ZEB orientedは省エネ評価対象外のため、太陽光発電の設置有無は関係しないと思われませんが、容量は提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書（案）	34	第4	1	(2)				防災関連計画	質問	現状の公園照明について、非常用電源により電力供給されている範囲をご教示下さい。	現状の公園照明で非常用電源から電力供給されているものはございません。なお、停電時にバッテリーで点灯する照明灯が2基ございます。
102	要求水準書（案）	34	第4	1	(2)				防災関連計画	質問	「別紙17 公園基盤施設の防災に関する資料」より現在野球場が緊急時ヘリコプター発着可能場所となっているが、野球場を解体した際に、本計画内において代替の場所の提案が必要になりますでしょうか。	不要です。
103	要求水準書（案）	35	第4	2					公園基盤施設別の要求水準	質問	公園基盤施設について、公園全体の計画の合理性が確保できれば、多目的屋内施設と合築しても良いと考えてよろしいでしょうか。	合築は不可とします。
104	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(オ)		テニスコート	質問	近傍にトイレを設置すること、とありますが、テニスコートの近傍に、多目的屋内施設等の利用可能なトイレを計画した場合は兼用することができると考えてよいですか。	兼用は可能ですが、 ①トイレの設置数（3棟以上）には計上されないこと。 ②テニスコート利用者が直接利用可能な仕組みとする等、使いやすい構造になっていること ③テニスコートの運営時間中に多目的屋内施設のトイレが使用可能なことが条件になります。
105	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(カ)		テニスコート相撲場	質問	テニスコート及び相撲場の観覧席数については提案によるという考えでよろしいでしょうか。	観覧席数をご理解のとおりですが、テニスコートの観覧席は、「要求水準書(案)第4.2.(1).イ.(オ)テニスコート」に記載のあるとおり、各コートが見渡せるようバランスの良い提案を求めます。また、相撲場については、「要求水準書(案)第4.2.(1).イ.(カ)相撲場」にあるとおり、大会利用を想定した観覧スペースの提案を求めます。
106	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(カ)		相撲場	質問	相撲場は多目的屋内施設と合築してもよいですか。	合築は不可とします。
107	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(カ)		相撲場	質問	相撲場の更衣室・シャワー室、足洗い場、トイレについては、相撲場を多目的屋内施設と近傍の距離に計画した場合、多目的屋内施設の諸室を兼用してもよいですか。	兼用は不可とします。
108	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(キ)		駐輪場	質問	駐輪場の屋根は不要と考えてよいですか。	屋根のある駐輪場の提案を求めます。
109	要求水準書（案）	37	第4	2	(1)	イ	(ク)		駐車場（公園利用者用）	質問	平面駐車は自走式駐車場を含むという解釈でよろしいですか。	自走式を含め、立体駐車場の提案は不可です。
110	要求水準書（案）	38	第4	2	(1)	イ	(ケ)		駐車場（関係者用）	質問	駐車場の台数、位置については、事前に市と協議の上決定すること、とありますが、この「事前」とは提案前のことを示しているのでしょうか。仮に提案後のことを示していた場合は、提案前の協議は不要と考えてよいですか。	質問No.74の回答をご参照ください。
111	要求水準書（案）	38	第4	2	(1)	イ	(コ)		その他公園基盤施設：トイレ	質問	トイレの設置数は3棟以上、とありますが、全体の配置上適切であれば、このうちでいくつかは多目的屋内施設に併設（合築）してもよいですか。	トイレの設置数は、多目的屋内施設とは別に3棟以上となります。
112	要求水準書（案）	38	第4	2	(1)	イ	(サ)		その他公園基盤施設：管理用倉庫	質問	倉庫を、全体の配置上適切であれば多目的屋内施設に併設（合築）してもよいですか。	合築は不可とします。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
113	要求水準書（案）	39	第4	2	(1)	イ	(タ)	その他公園基盤施設：植栽	質問	「別紙5-1 樹木管理図の取扱い」及び「別紙5-3 貸付物件となっている樹木」が見当たりませんので開示をお願いします。	非公表資料となっておりますので、入札説明書等公表時において示します。
114	要求水準書（案）	39	第4	2	(1)	イ	(チ)	その他公園基盤施設：管理用フェンス	質問	既存フェンスの活用については市と協議のうえ決定すること、とありますが、提案前に協議が必要ですか。	質問No. 74の回答をご参照ください。
115	要求水準書（案）	40	第4	2	(1)	イ	(ノ)	その他公園基盤施設：占用物件（看板等）	質問	「別紙3-2 占用物件、宅内配管リスト」が見当たりませんので開示をお願いします。	非公表資料となっておりますので、入札説明書等公表時において示します。
116	要求水準書（案）	41	第5	2	(1)			統括マネジメント業務	質問	統括管理業務について、設計・建設期間と維持管理・運営期間において異なる構成企業からの配置となることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし代表企業は、「実施方針(案)第2.3.(1).代表企業の選定等」に記載のとおり、変更することができません。
117	要求水準書（案）	43	第6	2	(2)	イ		業務の詳細	質問	「別紙3 既存インフラ図」とはHP掲載の「別紙3-3地下埋設図（都市公園台帳）」と読み替えてよろしいでしょうか。	別紙3は、非公表資料である「別紙3-1既存インフラ図」「別紙3-2占用物件、宅内配管リスト」と公表資料である「別紙3-3地下埋設図（都市公園台帳）」で構成されます。
118	要求水準書（案）	45	第7	1	(2)			業務の区分	質問	工事監理業務は、建設業務に分類されておりますが、設計業務に携わる企業が当該業務を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書（案）	45	第7	2	(1)	イ		業務の詳細	質問	工事の着手前までにモニタリング基本計画に従う、とありますが、モニタリング基本計画はいつ開示頂けるのでしょうか。	入札説明書等公表時において示します。
120	要求水準書（案）	45	第7	2	(1)	イ		業務の詳細	質問	整備期間中に供用される美術博物館、陸上競技場、武道館等のための仮設駐車場の台数は提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	質問No. 75の回答をご参照ください。
121	要求水準書（案）	46	第7	2	(2)	ア		基本的な考え方	質問	什器備品をリースで調達する場合、当該什器備品に係るサービス購入料は、どのようにお支払いいただけるのでしょうか。	リース調達の費用は、運営・維持管理のサービス購入料として支払うことを想定しています。
122	要求水準書（案）	46	第7	2	(2)	イ		業務の詳細	質問	スポーツ競技に必要となる市が求める要求水準の備品リスト等は開示されない予定でしょうか。	入札説明書等公表時において示します。
123	要求水準書（案）	47	第7	2	(3)	ア		基本的な考え方	質問	「引渡しと同時に維持管理を開始すること。」とありますが、引渡し後、一定期間の開業準備業務の後に維持管理が開始されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書（案）	48	第7	2	(4)	イ	(イ)	解体・撤去工事業務	質問	「戦災時に発生した瓦礫が搬入されていることを加味するものとし、盛土部分を残す提案も可とするものとする」とありますが、残置是非、処分費等の検討のため、瓦礫の位置・量等がわかる詳細データはいただけますでしょうか。データがない場合、費用の算定ができません。仮にデータがなく、施工時に実態が想定と著しく異なることが判明した場合、追加費用は、貴市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	質問No. 48の回答をご参照ください。
125	要求水準書（案）	48	第7	2	(4)	イ	(イ)	解体・撤去工事業務	質問	「アスベストについて、関係法令等に定められた方法により、適切に調査を行い、調査結果に基づいた処分を行うこと」とありますが、調査の結果、処分が必要になった場合、処分費用は、追加費用として貴市から支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
126	要求水準書（案）	48	第7	2	(4)	イ	(イ)	解体・撤去工事業務	質問	「事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力的会社以外の第三者に下請又は委託を行う場合には・・・」とありますが、構成員又は協力的会社とは、構成企業又は協力企業のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書（案）	49	第7	2	(5)			工事監理業務	質問	常駐監理を行う工事監理者とは、建築士法上の監理者（法的に選定する監理者）である必要があるのでしょうか。それとも、監理担当者が常駐することと解釈してよろしいでしょうか。	ここでいう工事監理者は、建築士法に規定される工事監理者です。
128	要求水準書（案）	49	第7	2	(5)	ア		基本的な考え方	質問	工事監理者は、常駐して業務を行うこと、とありますが、建築の担当者1名の常駐（総括、設備担当者等は非常駐）と考えてよいですか。	建築士法に規定される工事監理者の常駐となります。
129	要求水準書（案）	50	第8	1	(3)			業務の期間	質問	「開業準備業務の実施期間は、多目的屋内施設及び公園基盤施設の設置管理条例の制定及び指定管理者の指定を行った後から・・・」との記載がありますが、 ①設置管理条例の制定及び指定管理者の指定時期はいつ頃を想定していますでしょうか。 ②多目的屋内施設及び公園基盤施設は、想定している整備期間が違う理解ですが、多目的屋内施設・公園基盤施設それぞれ別で設置管理条例の制定及び指定管理者の指定を行う理解で宜しいでしょうか。	事業者と協議のうえ決定します。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
130	要求水準書（案）	52	第8	2	(2)	ア		予約管理業務	質問	既存の予約・受付ツール、システム等を利用する場合のイニシャル及びランニングコスト等をご教授いただけますか。	既存システムは、あいち共同利用型施設予約システムを利用しております。本システムを利用する場合は、ハード、ソフト共に市がリース契約したものを貸与する形となるため、事業者の費用負担はありません。
131	要求水準書（案）	53	第8	2	(4)	ア		多目的屋内施設の開館式典及び内覧会の実施	質問	多目的屋内施設の開館式典及び内覧会以外に、貴市からの求めに応じて事業者の責任と費用負担にて実施する式典などは無いと理解してよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書（案）	53	第8	2	(5)			行政等への協力業務	質問	「事業者は、市による公的利用等による優先予約に協力すること。」との記載がありますが、事業計画にも影響する可能性があるため、想定する日数をお示しいただきたく存じます。	現在具体的にお示しする公的利用等の想定はありません。
133	要求水準書（案）	55	第9	2	(1)	キ		駐車場管理業務	質問	「（交通負荷低減に配慮した）柔軟な利用料金設定」とある一方、要求水準書に市と事業者が駐車料金を決定すると記載がありますが、興行の有無や、曜日・時間帯により変動する料金設定は可能でしょうか。また、「交通負荷を増大させないこと」とありますが、定量的な目線があればご教示ください。	料金設定については、諸条件を満たした上でそのような提案も可と考えています。定量的な交通負荷については、交通解析において、交差点需要率が上限値を超えている交差点が無いことや、交通容量比が1.0を超えないことなどが挙げられます。
134	要求水準書（案）	55	第9	2	(1)	キ		駐車場管理業務	質問	「提案する観覧者数に対する豊橋駅から豊橋公園までのアクセス手段（臨時バスの運行も含む）の見通しを示すこと。また、その見通しに基づく臨時バス台数の駐車場を確保すること。」は、業務範囲から外していただけませんか。アクセス手段及び臨時バスの駐車場台数は、本施設の立地を決定された貴市から、与件としてご提示いただくべきものと思量いたします。	臨時バスの台数は、興行時の運営に係ることから、事業者からの提案を求めるものです。
135	要求水準書（案）	55	第9	2	(1)	コ		豊橋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する補助業務	質問	「行為、占用、設置及び管理許可申請を受けた 場合、事業者は、申請者から提出される申請書の取次ぎ等を行うこと。」と記載ありますが、都市公園区域内の事業範囲については、指定管理者として申請者に対して、設置などの許可を与えることが出来る理解でよろしかったでしょうか。	申請書を受け取る窓口となり、市担当課（公園緑地課）へ取次ぎを行うことが業務となります。
136	要求水準書（案）	56	第9	2	(1)	サ		物品・飲料等販売業務	質問	「利用者が多目的屋内施設利用時に必要なスポーツ用品及び飲料・補食品等を購入できるよう、これらの物品を販売する店舗設置の提案を求める。」とありますが、店舗の営業日や営業時間は提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。（関連する意見として、意見No. 2の回答をご参照ください）
137	要求水準書（案）	57	第9	2	(4)	イ		急病人等への対応	質問	自動体外式除細動器（AED）は、薬機法の規制を受ける医療機器であり、その売買・賃貸・修理には同法の許可が必要です。SPCはその性格から同法の許可を受けることは困難です。AEDは、SPC又は運営を行う構成企業が所有又は賃借（リース）する仕組みを容認いただけませんか。	AEDは豊橋市がリース契約したものを各施設に配置することになります。
138	要求水準書（案）	57	第9	2	(5)			近隣対応業務	質問	事業者側に起因しない苦情は、貴市にてご対応頂くという認識でよろしいでしょうか。また、多目的屋内施設内で興行等の騒音に係る苦情は民間事業者の負担と認識しておりますが、豊橋公園内における興行に起因しない苦情対応は、貴市と連携して対応するという認識でよろしいでしょうか。	事業者と市が連携して対応していくこととなります。
139	要求水準書（案）	57	第9	2	(6)	ア		愛知県との連携	質問	愛知県新体育館と連携する当事者はあくまでも貴市であり、事業者は、貴市のご指示に従い貴市にご協力すればよい（直接的に愛知県又は愛知県新体育館の運営事業者と連携することはない）との理解でよろしいでしょうか。	市と愛知県が連携して、多目的屋内施設と愛知県新体育館の両施設でイベントが開催されることを想定しておりますが、事業者間での連携も期待しているところです。
140	要求水準書（案）	60	第10	1	(4)			対象施設及び業務対象範囲	質問	新設以外の施設（テニスコート、相撲場、トイレ、陸上競技場）の什器備品保守管理業務が業務対象となっておりますが、これらの施設で現在保管されている什器備品はPFI事業に引き継がれるのでしょうか。引き継がれる場合、施設名及び当該什器備品のリスト（什器備品名・メーカー・仕様・数量・購入時期等）を開示いただけますでしょうか。また、当該什器備品について事業期間中の更新は業務範囲内でしょうか。	新設以外の施設における什器備品の引継ぎは、市と事業者の協議のうえ決定します。参考となる一覧を入札説明書等公表時にお示しします。また、事業期間中の更新は業務範囲となります。「要求水準書(案)第10.2.(3).ウ.(7) 修繕等」をご参照ください。
141	要求水準書（案）	61	第10	1	(9)			留意事項	質問	「別紙 14 施設の収支状況（総合運動場）」の開示をお願いします。	非公表資料となっておりますので、入札説明書等公表時において示します。
142	要求水準書（案）	62	第10	2	(1)	エ		個別の業務	質問	「別紙10 豊橋市総合運動場等管理運営仕様書」と同等の水準でとあるが、「別紙10」P4の4-5 施設の維持管理業務に記載されている業務が該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書（案）	63	第10	2	(2)	エ		個別の業務	質問	「別紙10 豊橋市総合運動場等管理運営仕様書」と同等の水準でとあるが、「別紙10」P4の4-5 施設の維持管理業務に記載されている業務が該当するという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 142の回答をご参照ください。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内 容	回 答
		頁	項目								
144	要求水準書（案）	63	第10	2	(3)	エ		個別の業務	質問	「別紙10 豊橋市総合運動場等管理運営仕様書」と同等の水準であるとあるが、「別紙10」P4の4-5 施設の維持管理業務に記載されている業務が該当するという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 142の回答をご参照ください。
145	要求水準書（案）	63	第10	2	(3)			什器備品保守管理業務	質問	什器備品保守管理業務は運営業務と密接に関わるため、運営企業が実施することも可能でしょうか。	什器備品保守管理業務は維持管理業務に含まれるため、維持管理業務の参加資格要件を満たした場合は、実施することができます。
146	要求水準書（案）	65	第10	2	(4)	エ	(ク)	陸上競技場	質問	「別紙10 豊橋市総合運動場等管理運営仕様書」のグラウンド維持管理業務と同等の水準でとありますが、別紙10のP10[業務要領2]を見るとグラウンド維持管理業務の詳細の記載が見当たりません。どのような水準が求められているのでしょうか。	「要求水準書別紙10豊橋市総合運動場等管理運営仕様書」のP5「施設別特記事項」に記載のある ② 公式大会等の運営に支障をきたさないよう、グラウンドの整備、清掃を十分に行い、グラウンドコンディションの維持に万全を期すこと。 ③ 陸上競技場は日本陸連第三種公認施設として必要な維持管理を行うこと。を水準として求めております。
147	要求水準書（案）	65	第10	2	(4)	エ	(ク)	陸上競技場	質問	陸上競技場の第三種公認の認定更新において、ルール改正に伴い修繕等が必要になった場合は、貴市で追加費用をご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	質問No. 60の回答をご参照ください。
148	要求水準書（案）	69	第11	2	(2)	ア		料金の設定	質問	条例制定の対象となる事業はどこまでの範囲でしょうか。例えば、コンセッション事業の場合、料金設定の制限を受けるのは一般利用の賃料のみという認識でよろしいでしょうか。また、VIP対応や飲食提供及び備品貸出については条例の範疇外という認識でよろしいでしょうか。	自主事業の料金設定は、条例の対象外となります。入札説明書等公表時に改めて示します。
149	要求水準書（案）	69	第11	2	(2)	イ		自主事業収入	質問	自主事業は独立採算で行うこととされ、明確な会計区分が求められておりますが（統括管理業務要求水準）、広告誘致業務及びネーミングライツ業務も、それぞれ独立採算で行うものであり、当該業務の収入を多目的屋内施設等の維持管理・運営費に充当することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	自主事業収入をもって多目的屋内施設等の維持管理・運営費に充当し、入札金額の抑制や、サービス水準の向上が図られるのであれば問題ありません。
150	要求水準書（案）	別紙1-2						整備管理区域図	質問	史跡保護エリアが明示されており、「史跡保護のため施工内容はその都度協議による」と記載されています。詳細は今後具体的に協議を行う必要であると認識していますが、境界部分に設置する一般的な塀またはフェンス等の基礎は施工できる可能性が高いと考えてよいですか。	「別紙1-2 整備管理区域図」で示している史跡指定範囲の境界線は、文化財である土塁の中心にあるため、この位置へのフェンス等の基礎は施工できません。協議のうえ、土塁を含めた文化財に影響しない位置を整理管理の境界として設定することになりますが、そちらにはフェンス等の基礎は施工可能となります。
151	要求水準書（案）	別紙13						豊橋市総合体育館の主な興行・イベント等利用状況	質問	準備日と本番日で料金設定を変更する可能性もあるため、お示し頂いている「利用日数※準備期間を含める。」の欄に本番日と準備日のそれぞれの内訳をお示しいただきたく存じます。	入札説明書等公表時において示します。
152	要求水準書（案）	別紙16	2	(4)	①			建築物の構造等	質問	豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例によると、「ア.建築物の外壁、屋根、開口部の構造について、遮音性能を有する」とありますが、アリーナに直接面する開口部に求められる性能と考えてよろしいでしょうか。（一般的な諸室に面する外部開口部は不要）	建築物の開口部（外部に面する窓及び出入口の用に供するもの）の構造について、遮音性能を有するものとしてください。
153	要求水準書（案）	別紙18							質問	提出図面ならびに説明資料はA3横使いと考えてよいですか。	設計業務時の協議になります。
154	要求水準書（案）	別紙18	2	1)	(イ)			共通図	質問	図面の共通図の「基本計画説明図」の内容、必要記述事項、枚数等についてご教示ください。	設計業務時の協議になります。
155	要求水準書（案）	別紙18	2	1)	(ハ)～(ホ)				質問	図面の「構造基本設計図」、「電気設備基本設計図」、「空調設備基本設計図」、「給排水衛生設備基本設計図」の内容、必要記述事項、枚数等についてご教示ください。	設計業務時の協議になります。
156	要求水準書（案）	別紙18	2	1)	(ロ)			建築	質問	外観パースは鳥瞰1カット、アイレベル1カット、内観パースは5カット程度（例：メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、メインエントランス、トレーニング室等）と考えてよいですか。	設計業務時の協議になります。
157	要求水準書（案）	別紙18	2	1)	(ロ)			建築	質問	図面の「仕様概要書」の内容、必要記述事項、枚数等についてご教示ください。	設計業務時の協議になります。
158	要求水準書（案）	別紙19	2	1)	(ロ)			建築	質問	外観パースは鳥瞰1カット、アイレベル1カット、内観パースは5カット程度（例：メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、メインエントランス、トレーニング室等）と考えてよいですか。	設計業務時の協議になります。
159	要求水準書（案）	別紙19	2	2)				資料	質問	「建築工事工程表」は「建屋工事」の工程表と考え、設備工事も含めた工程表を作成するものと考えてよいですか。	ご理解のとおりです。

● 質 問

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内容	回答
		頁	項目								
160	要求水準書（案）	別紙 23						土地使用料について	質問	参考として愛知県体育館の土地使用料をお示し頂いておりますが、 ①計画地では現在、営利を目的とした興行が行われていないため、土地使用料は発生していないということでしょうか。発生しているようでしたらお示しください。 ②「営利を目的とした興行が行われた場合」との記載がありますが、民間提案施設において営利な事業を行った場合の考え方は、本資料とは別の考え方で整理されるという理解で宜しいでしょうか。 ※要求水準書P56「店舗等を設置する場合は、公有財産の目的外使用許可申請及びこれに伴う使用料の負担を行う必要がある。」、別紙27自主事業について「①多目的屋内施設（運営権設定）について「費用なし」との記載があり、本資料との関連性や要求水準書P56・別紙27の記載内容についての理解が追いつかず確認となります	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。
161	要求水準書（案）	別紙 24						什器備品の考え方について	質問	武道館やテニスコート等の既存備品は、新設又は再整備される施設に移設されますでしょうか。それとも貴市によって廃棄されるのでしょうか。	質問No. 140の回答をご参照ください。
162	要求水準書（案）	別紙 24						什器備品の考え方について	質問	競技用備品等、必要不可欠の備品は、その数量を含め、予め貴市からご提示いただけませんでしょうか。市民利用者ニーズに応え、限られた事業費で過不足なく設置するためには、貴市からの備品リストのご提示が必須と思量いたします。	入札説明書等公表時において示します。
163	要求水準書（案）	別紙 25						ネーミングライツについて	質問	事業期間中にネーミングライツパートナーが変更になっても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「別紙25 6ネーミングライツの期間」をご参照ください。
164	要求水準書（案）	別紙 25						ネーミングライツについて	質問	ネーミングライツパートナーの期間を事業期間の途中で延長することは構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。「別紙25 6ネーミングライツの期間」をご参照ください。
165	要求水準書（案）	別紙 25	4					ネーミングライツパートナーの要件	質問	豊橋市広告掲載基準第2条の規定において、金融機関や証券会社がパートナーとなることは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	豊橋市広告掲載基準第2条の規定に該当するかは、会社の実態を把握したうえで判断することとなります。
166	要求水準書（案）	別紙 26						プロフィットシェアリングの考え方について	質問	収入の合計が対象となっておりますが、運営権設置対象施設のみならず、高い収益性が期待できない指定管理対象施設の収入、独立採算が求められる自主事業の収入についても、還元が求められるのでしょうか。求められる場合、その理由をご教示願います。	ご理解のとおりです。本事業における事業範囲全体の収支想定によりサービス購入料を算定しているため、対象を事業全体の収入の合計としています。
167	要求水準書（案）	別紙 26						プロフィットシェアリングの考え方について	質問	自主事業は独立採算事業のため、自主事業で得られた収入はプロフィットシェアリングの収入対象外としていただけますでしょうか。	質問No. 166の回答をご参照ください。
168	要求水準書（案）	別紙 27						自主事業について	質問	「なお、施設規模は建築面積500㎡までとする。」とありますが、延床面積は500㎡を超えても構わないでしょうか。また、複数階とすることは認められるのでしょうか。	延べ面積については、500㎡を超えることは可能です。また、複数階とすることも可能です。
169	要求水準書（案）	別紙 30						豊橋市体育施設利用料金減免要綱	質問	本事業においては、新たに整備される施設もありますが、減免の対象となる施設をお示しください。また対象となる施設がある場合、減免の対象となる日数の上限をお示しください。	減免の考え方について、入札説明書等公表時に改めて示します。

● 意 見

No.	文書名	該当箇所						項目名	種別	内容	回答
		頁	項目								
1	実施方針（案）	29	第6章	2				市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	意見	事業者帰責事由による解除においては、事業者は貴市に生じた損害を賠償するのに対して、貴市帰責事由においては、貴市は事業者が生じた合理的損害を賠償するとあり公平ではありません。公平な取扱いをお願いします。	「合理的損害」で統一します。
2	要求水準書（案）	56	第9	2	(1)	サ		物品・飲料等販売業務	意見	「スポーツ用品及び飲料・補食品等販売による収入については多目的屋内施設の指定管理経費に充当する」とありますが、資金使途は、事業者が最適な用途を選択するものであり「指定管理経費に充当する」ことに限定されるべきではありません。本件一文は削除頂きたく存じます。	ご指摘の一文を削除し、項目の文章を見直します。修正した文章は、入札説明書等公表時に改めて示します。

※意見については、修正を伴うもののみ公表